

5. 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と涼み処

事例4. 静岡県静岡市ほか 「静岡県美容業生活衛生同業組合」による取組

- 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の考え方に賛同した**静岡県美容組合(静岡県美容業生活衛生同業組合)**が、まず静岡市に働きかけ。116店舗の協力(令和6年9月30日時点)を得る。浜松市や掛川市でも同様に展開中。
- 厚生労働省「理容所及び美容所における衛生管理要領」に“待合所”を設置する規定があり、これを援用。
- 組合は支部長を通じ写真や情報を集め、静岡市との協定をとりまとめ。
- 教育委員会を通じて**静岡市内のすべての小・中学校**に、組合が独自に制作したポスターを配布。



▲静岡市制作のポスター
サイズは3種類用意されている。



▲待合所
場合により作業場の美容椅子も利用できる。



▲組合が独自に制作したポスター

■苦勞した点

市と個別店舗になると連絡や調整が難しいので、とりまとめ部分を組合が担った。協定書には店舗の写真を含めるものとして、その写真や店舗情報の収集で支部長にはご苦勞をいただいた。

■工夫した点

児童・生徒にも、暑いときには美容室でも休息ができることを伝えたい。すべての小・中学校の校長先生宛に手紙とポスターを送付して、理解と周知を促した。